33　国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとした。（附則第二条関係）

34　この法律は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五号）（内閣府本府）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正

関係戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第一七号）の施行に伴い、情報提供用個人識別符号の取得に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものとすることとした。

2　附則関係

㈠　その他所要の規定の整理をすることとした。

㈡　この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（政令第二六号）（総務省）

一　住民基本台帳法施行令の一部改正

1　市町村長は、住民票を消除したときは、その事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（転出届に基づき住民票を消除した場合にあっては、転出の予定年月日）をその消除した住民票に、戸籍の附票を消除したときは、その旨及びその年月日をその消除した戸籍の附票に、それぞれ記載をしなければならないこととした。（第一三条及び第二一条第二項関係）

2　市町村長は、住民票又は戸籍の附票を改製したときは、その旨及びその年月日をその改製前の住民票又は改製前の戸籍の附票に記載をしなければならないこととした。（第一三条の二第二項及び第二一条第二項関係）

3　住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第一五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる請求又は申出に係る除票の区分に応じ、次に定める事項とした。（第一七条関係）

㈠　消除した住民票　当該消除した住民票に係る住民票を消除した事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨、転出先の住所及び当該消除した住民票に転出をした旨）及びその事由の生じた年月日（転出届に基づき住民票を消除した場合にあっては、転出の予定年月日）

㈡　改製前の住民票　当該改製前の住民票に係る住民票を改製した旨及びその年月日

4　市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から一五〇年間保存することとした。（第三四条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三一年政令第一五二号）について所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日等に関する事項

1　この政令の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。

2　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

法　律

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十九号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（司法書士法の一部改正）

第一条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条・」を「第七十一条の二―」に改める。

第一条を次のように改める。

（司法書士の使命）

第一条　司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

第二十二条第二項中「（第四号）」を「（同項第四号）」に改め、同項第二号中「第五章」を「次章」に改め、「共同して」を削る。

第三十二条第一項中「共同して」を削る。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

七　社員の欠亡

第四十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（司法書士法人の継続）

第四十四条の二　司法書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第四十六条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができる。

第四十六条の見出しを「（司法書士に関する規定等の準用）」に改め、同条第一項中「第二条」を「第一条、第二条」に改め、同条第三項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

第四十七条中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「法務大臣」に改める。

第四十八条第一項中「その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「法務大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。